

個人番号制度運用開始に伴う 事務手続きの変更について

1 手続き変更の適用日

2016年1月4日以降の申請分から、原則としてマイナンバーの記載が必要となります。マイナンバーの記載が必要となる書類は「5 マイナンバーの記載が必要となる申請書一覧」のとおりです。

適用日以降はマイナンバー記載欄のある新様式を使用してください。

なお、当面の間は旧様式の使用も認めますが、その場合でも、各申請書類右肩空白部分にマイナンバーを記載してください。

※マイナンバーが記載されない書類の提出につきましては、現行通りとなります。

2 書類の提出方法（事業者用）

「任意代理人」として書類を提出する方法と「使者」として書類を提出する方法と2通りあります。

■ 「任意代理人」として書類を提出する場合

任意代理人として書類を提出する場合、「①代理権の確認」と代理人の「②身元確認」と申請書に記載されたマイナンバーの「③番号確認」を行います。

① 代理権の確認（※いずれか1つ）

任意代理の場合、委任状、被保険者本人の介護保険被保険者証、被保険者本人の健康保険証（官公署から本人に対して発行する書類）により確認します。

※負担限度額認定申請など、従来から提出依頼状の添付を求めていた申請書については、これまで同様に添付します。

※要介護認定申請については、申請書の提出代行者欄に事業者の名称を冠し記名押印する場合は、事業者印をもって代理権の確認と代理人の身元確認します。

② 代理人の身元確認（※いずれか1つ）

代理人の個人番号カード、運転免許証、介護支援専門員証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、法人の登記事項証明書及び個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類（商号、又は名称、本店又は主たる事務所の所在地が記載されているもの）により確認します。

③ 本人の番号確認（※いずれか1つ）

被保険者本人の個人番号カードの写し、通知カードの写し、マイナンバーが記載された住民票の写し、マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書の写しの添付が必要です。

■ 「使者」として書類を提出する場合

「使者」として書類を提出する場合、申請書を封筒に入れて提出します。「使者」の場合、本人の「①番号確認」と「②身元確認」ができる書類が添付書類として必要となります。

本人申請の際と同じ取り扱いとなります。

① 番号確認（※いずれか1つ）

本人の個人番号カードの写し、通知カードの写し、本人の個人番号が記載された住民票の写し、本人の個人番号が記載された住民票記載事項証明書の写しの添付が必要です。

② 身元確認（※いずれか1つ）

本人の個人番号カードの写し、被保険者証の写し、運転免許証の写し、運転経歴証明書の写し、パスポートの写し、身体障害者手帳の写し、精神障害者保険福祉手帳の写し、療育手帳の写し、在留カードの写し、特別永住者証明書の写し、年金手帳の写しの添付が必要です。

3 留意事項

- 申請書へのマイナンバー記入は、基本的に被保険者が行いますが、本人による記入が難しいときは、ケアマネジャー等が代筆しても差し支えありません。
- 居宅介護支援事業所や介護保険施設の職員が代行申請を行うことは可能ですがこの場合、代理人は代理権の範囲内（申請行為の授権のみ）で業務を行うこととなるため、これを超える範囲で利用者のマイナンバーを取扱うことは認められていません。
- このため、委任の範囲を超えて、申請時に視認した利用者のマイナンバーを記録、コピーして保管するなどの行為がないよう十分に注意してください。例えばマイナンバーを記載した申請書類の写しを事業者にて保管する必要がある場合は、マイナンバーの記載を復元ができない程度に抹消する必要があります。コピー機にもマイナンバーのデータが蓄積されないようマスキング等を行ってからコピーをするようお願いいたします。
- 「番号確認」書類には写しの添付が必要ですが、介護事業者が利用者の個人番号カードを預かるなどしてコピーを取ることは、マイナンバーの取扱上適当でないため、被保険者自ら書類の準備（コピーのうえ代行事業者へ渡すこと）が困難なときは、書類の添付を必ずしも要しません。
- 申請書類については、本市への提出までの間、一時的に預かる場合が想定されますが、紛失や盗難のリスクを十分に認識したうえで厳重な保管対策を講じるなどの対応をお願いします。

4 申請代行時の配慮

適用日（2016年1月4日）以降は、原則、マイナンバー記載が必要ですが、利用者が高齢者であること等に鑑み、申請代行時の対応について配慮を行い、次のような場合は、マイナンバー欄を空欄として預かることもやむを得ません。

- 被保険者が自己のマイナンバー記入を拒否している場合、記入が必要であることを説明してもなお協力が得られないとき。
- 直ちに保険給付を必要とする被保険者が、通知カードを紛失するなど、申請書類へのマイナンバー記載ができず、通知カードの再取得手続も困難な単身者や家族が遠方にいる場合など速やかな手続に支障があるとき。
- その他、上記に類する事情があるとき。

5 マイナンバーの記載が必要となる申請書一覧

〔認定係〕

- ① 認定申請書 ② 認定申請取下書

〔保険料係〕

- ① 被保険者証等再発行申請書 ② 住所地特例 適用・変更・終了届

〔給付係〕

- ① 生計困難者に対する利用者負担額軽減対象確認申請書
- ② 介護保険基準収入額適用申請書
- ③ 介護保険 高額介護（介護予防）サービス費支給申請書
- ④ 介護保険 高額介護（介護予防）サービス費 振込先口座変更依頼書
- ⑤ 介護保険負担限度額認定申請書
- ⑥ 居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書
- ⑦ 介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書
- ⑧（介護予防）居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書

※この他の書類の取り扱いにつきましては、現行通りとなります。